

令和3年版 成果レポート（案）

第2章（施策の取組）

環境生活部関係抜粋

令和3年6月
環境生活部

目 次

第2章（施策の取組）からの抜粋

| 施策名 | 頁 |
|---|----|
| 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり . . . | 1 |
| 143 消費生活の安全の確保 | 5 |
| 151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり | 9 |
| 152 廃棄物総合対策の推進 | 13 |
| 154 生活環境保全の確保 | 17 |
| 211 人権が尊重される社会づくり | 21 |
| 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進 | 25 |
| 213 多文化共生社会づくり | 29 |
| 227 文化と生涯学習の振興 | 33 |

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和 5 年度末での到達目標）

県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体と連携が進み、それぞれの特性を生かした交通事故防止対策を実施するとともに、「飲酒運転をしない、させない」意識が高まり、安全運転サポート車や後付け安全運転支援装置が普及することなどにより、幼児から高齢者に至るまで安全・安心な交通環境が実現し、交通事故死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 主指標および副指標の目標値をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2 年度 | | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 交通事故死者数 | | 71 人以下 | 0.97 | 67 人以下 | | 60 人以下 |
| | 75 人 | 73 人 | | | | |
| 目標項目の説明と令和 3 年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 交通事故発生から 24 時間以内の死者数 | | | | | |
| 3 年度目標値の考え方 | 目標未達成となった第二次行動計画の目標に再チャレンジするべく、令和 5 年度目標値を 60 人以下に設定し、段階的に死者数を減らしていくこととし、令和 3 年度の目標値を設定しました。 | | | | | |

| 副指標 | | | | | | |
|-----------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2 年度 | | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 交通事故死傷者数 | | 4,300 人以下 | 1.00 | 3,800 人以下 | | 3,100 人以下 |
| | 4,763 人 | 3,805 人 | | | | |
| 高齢運転者事故件数 | | 730 件以下 | 1.00 | 670 件以下 | | 580 件以下 |
| | 783 件 | 663 件 | | | | |
| 飲酒運転事故件数 | | 32 件以下 | 0.86 | 29 件以下 | | 23 件以下 |
| | 36 件 | 37 件 | | | | |

| 目標項目 | 令和元年度 | 2 年度 | | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
|-------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 「ゾーン 30」整備地区数（累計） | | 49 地区以上 | 1.00 | 51 地区以上 | | 55 地区以上 |
| | 47 地区 | 50 地区 | | | | |
| 横断歩道の平均停止率 | | 30.0%以上 | 1.00 | 40.0%以上 | | 60.0%以上 |
| | 20.7% | 36.3% | | | | |

（単位：百万円）

| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額等 | 2,939 | 3,224 | 3,689 | | |
| 概算人件費 | | 5,156 | | | |
| （配置人員） | | （566 人） | | | |

令和 2 年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、過去最少レベルにあります。令和 2 年中の交通事故死者数は、統計が残る昭和 29 年以降最小の 73 人となりました。しかしながら、県民の皆さんが安全・安心に暮らしていくにはまだまだ厳しい情勢にあることから、現状の交通事故抑止対策を維持しつつ、さらなる対策の推進が求められています。
- ②全国的に子どもや高齢運転者が当事者となる交通事故が問題となる中、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であり、また、高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあることから、子どもや高齢者の交通事故抑止対策の推進が喫緊の課題となっています。令和 2 年度においては、関係機関と連携して交通安全教育や広報啓発活動に取り組むとともに、市町とともに高齢運転者に対する後付け安全運転支援装置設置補助を実施しました。
- ③飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」施行（平成 25 年 7 月）以降の関係者が連携した取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、現在は都道府県別にみて非常に少ない状況になっています。しかしながら、いまだ飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着や、アルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。
- ④人口 10 万人あたりの交通事故死者数が、都道府県別にみて常に多いことから、交通事故の減少に向け、交通安全意識や交通マナーの向上教育・啓発、交通指導取締り等、ソフト・ハード両面からの交通安全対策の一層の取組が求められています。
- ⑤自動車運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務について、歩行者に対しては、道路の正しい横断方法について周知するなど、交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体と連携した街頭活動や交通安全教育動画の配信などによる交通安全教育、効果的な広報啓発活動を推進しました。その結果、信号機のない横断歩道での平均停止率は 36.3%（前年 20.7%）と前年と比べ向上しました。
- ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機を 5 基新設するとともに、老朽化した信号制御機（131 基）や信号柱（40 本）の更新、摩耗した横断歩道（1,988 本）の塗り替え、「ゾーン 30」（3 地区）の整備を行うなど、交通安全施設等の整備を推進しました。

⑦交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえた、移動オービス等の効果的な活用に取り組んだほか、横断歩行者妨害等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しました。

・主指標の「交通事故死者数」については、前年より減少したものの、目標値を達成することはできませんでした。また、副指標の「交通事故死傷者数」については、対前年比で大幅に減少しました。これについては、安全運転サポート車等の先進安全運転技術の普及、県交通安全研修センターをはじめとする交通安全教育等の取組の成果に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動の自粛が要因の一つと考えられます。こうした減少が継続するよう、引き続き、交通環境の整備に加え、交通安全意識や交通マナーの向上に向けた啓発を実施するとともに、運転免許証自主返納の促進など対象者に応じた取組を推進していく必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 次長 瀧口 嘉之 電話:059-224-2468】

- ①令和3年3月に制定した「三重県交通安全条例」について、SNS等を活用し、効果的な周知を行っていきます。特に、10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入等が義務化されることについて、関係機関等と連携して、自転車運転者や事業者への周知を徹底します。また、「三重県交通安全対策会議」において策定（7月）する「第11次三重県交通安全計画」についても、四季の交通安全運動等、さまざまな機会をとらえて周知し、県民の皆さんの交通安全意識のさらなる高揚を図っていきます。
- ②高齢者の交通事故防止に向け、高齢者のニーズに応じて、安全運転サポート車等の普及促進や、「運転免許証自主返納サポートみえ」の一層の周知などに取り組むとともに、高齢運転者を対象とした安全教育とあわせて進めていくことで相乗効果を高める取組を推進します。
- ③県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組めます。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成なども展開します。
- ④「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の策定（7月）を進めるとともに、関係機関と連携した新たな取組を進めていきます。また、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進や飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組も引き続き推進します。
- ⑤歩行者保護対策を中心に、横断歩道における歩行者優先や正しい横断方法など、交通ルール遵守の意識向上のため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替えを進めるとともに、信号制御機をはじめ老朽化した交通安全施設等の更新・整備のほか、視覚障がい者等が信号交差点を安全に横断できるよう歩行者支援システムの整備を進めます。また、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正管理に努めます。
- ⑦交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、効果的な交通指導取締りを行うなど、交通事故の抑止に取り組めます。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路における速度違反、妨害運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活を営んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 副指標「高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数」について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、講座の申込数の減少や中止、参加者数の制限を行ったため、目標を達成できなかったものの、新たにSNSを活用した情報発信等に取り組みました。また、主指標および他の副指標がおおむね達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|------------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合 | 70.8% | 72.3% | 1.00 | 73.8% | | 76.8% <70.0%> |
| | | 81.0% ※ | | | | |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合 | | | | | |
| 3年度目標値の考え方 | 令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績等をふまえて目標値を設定しました。 | | | | | |

※令和2年度の実績値（81.0%）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケートを実施する機会が減少し、例年の約10分の1のアンケート調査（標本）数から算出しています。

| 副指標 | | | | | | |
|---|--------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 高齢者や若年者 に向けた消費生活 講座等に参加 した人数 | | 6,225人 | 0.45 | 6,750人 | | 7,800人 |
| | 5,601人 | 2,791人 | | | | |
| 消費生活相談に おいてあっせん により消費者ト ラブルが解決し た割合 | | 93.2% | 0.99 | 93.8% | | 95.0% |
| | 93.5% | 92.9% (速報値) | | | | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額等 | 66 | 67 | 91 | | |
| 概算人件費 | | 128 | | | |
| (配置人員) | | (14人) | | | |

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、「みえ・くらしのネットワーク*」に加入する消費者団体、事業者団体等と情報交換等を行うとともに、店舗やイベントで消費生活に関するブースを出展するほか、啓発チラシの配布など企業や関係団体と連携した消費者啓発を実施しました。また、啓発にあたっては、従来の方法に加え、「新たな日常」に対応し、SNSを活用した情報発信も行い、新型コロナウイルス感染症に関連する消費者トラブル等、県民の皆さんの関心が高い情報を提供しました。今後も、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されることから、市町、関係団体等と連携するとともに、多様な手法による取組を推進していく必要があります。
- ②世代に応じた消費者啓発・消費者教育を行うため、「消費生活出前講座」や「青少年消費生活講座」等を計29回(2,791人)開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申込数や参加者数の減少、開催の中止などにより目標とする参加者を得ることはできませんでした。令和4年4月から施行される民法の成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの防止など、消費者教育の重要性はますます高まっていることから、講座等の利用の促進に向けて一層の周知を行うとともに、関係機関との共催やオンラインの活用など開催方法について見直しを図っていく必要があります。
- ③消費者の自主的な取組、地域における啓発活動を促進するため、地域での啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を開催した結果、新たに78名の登録を得ました(登録者数計55名)。また、地域リーダーにそれぞれの地域で啓発活動を実施していただくため、定期的に啓発情報を提供しました。引き続き、地域の見守り力向上のため、地域リーダーの養成を進めるとともに、市町とも連携が図れるように支援していく必要があります。

- ④県消費生活センターにおいて、消費生活相談 2,317 件を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。この結果、副指標「消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合」についてはおおむね目標値を達成することができました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のため、オンライン研修などの活用により相談員の資質向上に努めるなど、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上に取り組む必要があります。
- ⑤「特定商取引に関する法律」に基づく監視を行うとともに、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく指導を5件行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。

・主指標「消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」については、目標を達成することができましたが、副指標「高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、目標を達成できませんでした。今後は、「新たな日常」に対応し、新型コロナウイルス感染症に関連する消費者トラブルの注意喚起や人や社会、環境に配慮した消費行動である倫理的消費（エシカル消費）に係る啓発をSNSも含めた多様な情報媒体を活用して実施し、県民の皆さんに必要な情報を提供する必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 次長 瀧口嘉之 電話:059-224-2468】

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめ、市町等、さまざまな主体との連携を強め、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進します。また、コロナ禍において相談割合が増加している通信販売や新たな消費者トラブルについても、SNS等も含めた多様な情報媒体を活用して適時適切な情報提供を行います。さらに、「新たな日常」に対応した消費行動の推奨やエシカル消費の普及啓発に取り組めます。
- ②高齢者の消費者トラブル防止に向け、県内各地域で出前講座を実施します。また、民法の成年年齢引下げを見据え、若年者を対象とした出前講座を行うとともに、教育機関等と連携し、若年者向けの消費者教育に取り組めます。さらに、若年者の参画を得るとともに、SNSを活用するなど、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識を高めるための取組を推進します。
- ③「消費者啓発地域リーダー」による地域における自主的な取組、啓発活動を促進するとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組を促進します。
- ④県消費生活センターにおいて専門的な相談対応や、県・市町の相談員等を対象とした研修を行うとともに、消費者に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して悪質な商取引や商品・サービスに係る不適正な表示について事業者の監視・指導を行います。また、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs*（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|------|----------------|------|---|
| 進展度* | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 主指標の目標を達成し、副指標の目標もおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|----------------------|--|------------------------------------|------------|-----------------------------|------------|---------------------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 家庭での電力消費による二酸化炭素排出量 | | 1,045 千t-CO ₂ | 1.00 | 1,027 千t-CO ₂ | | 991 千t-CO ₂ |
| | 1,024 千t-CO ₂ | 985 千t-CO ₂ (速報値) | | | | |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値 | | | | | |
| 3年度目標値の考え方 | 国では、令和12年度に平成25年度比で家庭部門の温室効果ガス排出量を約4割削減することを目標としています。国の目標と整合するよう、目標値を設定しました。 | | | | | |

| 副指標 | | | | | | |
|---|-------|---------------------------|-------------------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合 | | 100% | 0.98 | 100% | | 100% |
| | 93.4% | 97.8% | | | | |
| 大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率 | | 80.0% | 0.90 0.91 | 80.0% | | 80.0% |
| | 81.8% | 71.9% 72.6% | | | | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額等 | 599 | 638 | 542 | | |
| 概算人件費 | | 128 | | | |
| (配置人員) | | (14人) | | | |

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①SDGsが国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体が協創して環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境学習・環境教育の充実が求められています。
- ②大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- ③県では、令和元年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。令和2年10月には、国も脱炭素社会の実現をめざすことを表明し、国内外で脱炭素の流れが加速しています。こうした中、脱炭素社会の実現に向け、オール三重で取り組むため、産官学等多様な主体からなる「ミッションゼロ2050 みえ推進チーム」を立ち上げました。今後は、推進チームの活動を原動力とし、脱炭素の取組を県全体に広げていく必要があります。
- ④令和3年3月に、2030年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しました。また、県庁内において脱炭素社会の実現をめざす取組を推進するため、「三重県脱炭素社会推進本部」を設置しました。今後は、計画を着実に推進し、実効あるものとしていく必要があります。
- ⑤温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。

・主指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、目標を達成することができました。この要因としては、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛の影響や冬の前半の気温低下等の影響によると考えられる電力使用量の増加があったものの、再生可能エネルギーの導入拡大などの結果、発電に係るCO₂排出量が減少したことによります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 副部長 奥山 孝人 電話:059-224-2620】

- ①ESD*（持続可能な開発のための教育）の考え方をベースに、県環境学習情報センター等において、環境学習・環境教育を推進し、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めます。
- ②環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築していくため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が、環境の保全に十分に配慮して行われるように環境影響評価等の取組を進めます。
- ③「ミッションゼロ2050 みえ推進チーム」の枠組みを活用し、県民の皆さんに広く脱炭素社会実現の重要性を知っていただくためのセミナー開催のほか、低炭素なライフスタイルへの転換など「クールチョイスの推進」に加え、再生可能エネルギーの利用を促進する取組を進めていきます。また、脱炭素経営に取り組もうとする事業者に対して、温室効果ガス排出の目標設定や認定の取得のほか、エネルギー利用の効率化や製造プロセスの見直しなど具体的なアドバイスができる専門家を派遣し支援を行います。

- ④県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」を設置し、毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しを行い、継続的な改善を図ります。また、「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内の組織間で幅広く情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで、全庁的に計画を推進します。
- ⑤「三重県地球温暖化防止活動推進センター」等と連携し、家庭における省エネの取組、電気自動車等や省エネ住宅の普及、エコ通勤等、低炭素なライフスタイルへの転換を促進します。また、「三重県気候変動適応センター」と連携し、地球温暖化による本県の気候変動やその影響について情報収集および分析を行うとともに、県民の皆さんの気候変動に対する理解を深めるため、情報提供等を行います。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

ごみの発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物が資源として最適な規模で一層循環していくことにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進むとともに、不適正処理4事案が着実に是正されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 主指標の目標値を達成する見込みであり、副指標の目標値もおおむね達成できる見込みであることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|----------------------|---|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 廃棄物の最終 処分量 | | 323千t | 1.00 | 321千t | | 318千t |
| | 339千t | 294千t (速報値) | | | | |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目 の説明 | 最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量 | | | | | |
| 3年度目標値 の考え方 | 令和5年度目標達成に向け、段階的に削減していくこととし、目標値を設定しました。 | | | | | |

| 副指標 | | | | | | |
|--------------------------------------|---------|------------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 1人1日あたり のごみ排出量(一 般廃棄物の排出 量) | | 938g/人日 | 1.00 | 932g/人日 | | 918g/人日 |
| | 947g/人日 | 937g/人日 (速報値) | | | | |
| 建設系廃棄物の 不法投棄件数 | | 10件以下 | 1.00 | 10件以下 | | 10件以下 |
| | 13件 | 8件 | | | | |

| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率 | | 70.0% | 1.00 | 80.0% | | 100% |
| | 65.0% | 70.0% | | | | |
| 「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計) | | 250件 | 0.84 | 500件 | | 1,000件 |
| | — | 209件 | | | | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額等 | 1,160 | 1,453 | 4,895 | | |
| 概算人件費 | | 710 | | | |
| (配置人員) | | (78人) | | | |

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県では持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、SDGs*とSociety 5.0*の考え方を取り入れ、多様な主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。
- ②廃棄物の排出量と最終処分量は、県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R(発生抑制、再使用、再生利用)の取組により一定削減が進んできているものの、近年は横ばい傾向にあります。
- ③産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物に係る不適正処理の割合が高い状況にあります。令和2年10月に施行した改正三重県産業廃棄物条例の規定を的確に運用するとともに、引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組の推進が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- ④過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、着実に環境修復を行い、安全・安心を確保する必要があります。
- ⑤社会的課題となっているプラスチックごみ対策や食品ロス削減については、さまざまな主体と連携し、廃棄物の発生抑制や資源の有効活用等に重点的に取り組む必要があります。

・主指標「廃棄物の最終処分量」については、目標値を達成することができました。前年度に比べ、約10%減少しており、その主な要因としては、廃棄物の発生抑制や循環利用等の促進に向けた取組を進めたことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業活動の変化等が考えられます。

- ①「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、これまでの3RにRenewable（再生可能資源への代替）を加えた「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。その中で新たに循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に取り組みます。
- ②県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町等と連携し、ICTを活用することにより、ごみの分別方法や減量化・リサイクルに役立つ情報を提供・発信できるアプリ等のプラットフォームを構築するとともに、産業廃棄物については、産業廃棄物税を活用し循環関連産業の振興に向けた支援の拡充や保健環境研究所等と連携したりサイクル材の利用促進に向けた調査・研究を進めます。また、ポストRDF*に向けて必要となる施設整備に対する支援等を行います。
- ③電子マニフェスト*の普及促進等により排出事業者責任の徹底を図るとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、必要に応じ改善命令を行うなど、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。さらに、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き人材育成や関係機関との連携強化に取り組みます。また、産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等の資機材を充実させ、スマートフォンによる不法投棄通報システムといったICTの活用や関係機関との連携等により早期発見・早期是正を図るとともに、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物について、排出事業者等の意識向上に資する取組や適切な監視指導を進めます。
- ④行政代執行を継続している3事案については、令和4年度末までの対策完了に向け、着実に工事等を実施します。また、令和元年度に対策を完了した四日市市内山事案については、モニタリング等を継続します。
- ⑤プラスチックごみ対策については、事業者や市町等と連携し、使用済ペットボトルを回収しペットボトル原料とする水平リサイクル（ボトル to ボトル）のモデル事業を実施するなどの取組を進めます。また、海洋プラスチックごみ対策として、不法投棄防止策を進めつつ、環境負荷の低い素材への転換に向けた調査研究等を行います。食品ロスの削減対策については、発生抑制に係る啓発のほか、令和2年度に整備したICTを活用したマッチングシステムにより未利用食品の有効活用を進めます。（みんつく予算）（一部）

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

大気や水環境などの身近な暮らしの環境問題に対する県民の皆さんの意識が高まり、お互い協力しながら自ら環境の保全に取り組むことで、良好な生活環境が保たれています。このことから、安全・安心で、快適で豊かな生活を営める社会となっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 副指標「海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が実施されず、目標を達成することができなかったものの、主指標や他の副指標は達成できる見込みであるため、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標

| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------------------|--|----------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 大気環境および水環境に係る環境基準の達成率 | 98.1% | 94.0% | 1.00 | 95.0% | | 97.0% |
| | | 98.1% (速報値) | | | | |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合* | | | | | |
| 3年度目標値の考え方 | 全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、令和5年度の目標達成に向けて段階的に水質改善を図ることとして目標値を設定しました。 | | | | | |

副指標

| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------------|-------|-----------------------|-------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 大気・水質の排出基準適合率 | 100% | 100% | 1.00 | 100% | | 100% |
| | | 100% | | | | |
| 生活排水処理施設の整備率 | 86.0% | 87.4% | 1.00 未確定 | 88.4% | | 90.3% |
| | | 87.6% (速報値) 集計中 | | | | |

| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|----------------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 | | 36,500人 | 0.64 | 38,000人 | | 41,000人 |
| | 30,105人 | 23,699人 | | | | |
| 無許可による土砂等の搬入件数 | | 0件 | 1.00 | 0件 | | 0件 |
| | — | 0件 | | | | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 予算額等 | 11,764 | 24,587 | 27,920 | | |
| 概算人件費 | | 1,102 | | | |
| (配置人員) | | (121人) | | | |

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①大気環境はおおむね良好な状態を維持しています。健康に影響を与える光化学スモッグ*については、雨や日照不足から、予報の発令は1度だけでしたが、春から秋にかけて高濃度となる日が多く発生すると考えられることから、予報等の発令による注意喚起が必要です。
- ②河川における環境基準達成率(BOD*)は、近年90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率(COD*)は、87.5%(速報値)と近年は横ばい傾向にありますが、天候の影響等による変動も大きく注視が必要です。特に、閉鎖性海域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況です。そのため、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた藻場・干潟・浅場の再生などによる生物生息環境改善も含めた総合的な水環境改善に取り組んでいく必要があります。
- ③生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低い状況にあり、引き続き未整備人口の解消が必要です。また、令和元年度に改正された「浄化槽法」および「三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、浄化槽管理士の技術、知識力の向上を図るための研修体制を整備しました。なお、認定研修機関による研修については、令和3年3月から開始しています。
- ④伊勢湾等の海岸域では、河川を經由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策とあわせて、さまざまな主体が連携した環境保全活動の拡大と活性化が重要です。伊勢湾流域圏の取組である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア団体等が清掃活動の中止や規模を縮小したことから目標を達成することはできませんでした。
- ⑤土砂等の埋立地を把握し無秩序な埋立て等を抑止するため、令和2年4月1日に施行した「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、厳正な審査業務とあわせて土砂等の埋立て等を行う者に対する立入検査や指導等が必要です。

- ・主指標「大気環境および水環境に係る環境基準の達成率」については、近年、環境基準を達成していなかった河川や海域の水質改善が図られ、目標値を達成できる見込み（速報値）です。達成率については、降雨等の気象の影響により、大きく変動することもあります。引き続き、水質の常時監視を実施し、汚濁負荷の削減に向けて取り組んでいく必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 副部長 奥山 孝人 電話:059-224-2620】

- ①工場・事業場からの大気環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき大気の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。光化学スモッグやPM_{2.5}*の濃度が上昇した際は予報等を発令し、県民の皆さんに情報提供を行います。自動車環境対策では、NO_x・PM法*対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、三重県総量削減計画の進行管理と地域全体での環境基準の達成状況を把握します。
- ②工場・事業場からの水環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき公用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い、環境基準等の適合状況を確認します。伊勢湾の再生のため、関係部局と連携し、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた第9次伊勢湾総量削減計画の検討を進めます。生物生産性・生物多様性をふまえた栄養塩管理や貧酸素水塊発生メカニズムの解明など、伊勢湾再生に関する研究事業を行います。
- ③生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的で効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。また、浄化槽の維持管理体制の向上のため、希望する市町に対しては浄化槽法の事務を権限移譲するための協議を進めるとともに、令和2年度から開始した浄化槽管理士に対する研修の実施について認定研修機関を指導監督していきます。
- ④伊勢湾から熊野灘にかけての美しい海岸を守っていくため、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、県民の皆さん、民間団体、企業、海岸管理者等による協力体制をさらに拡充していきます。引き続き「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開し、参加者の拡大を図ります。また、海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策事業を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めます。
- ⑤土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の的確な運用による許可審査を行うとともに、関係機関と連携し土砂等の埋立て等を行う者等への監視・指導活動を実施します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 主指標および副指標の目標値をおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|-----------------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 | | 40.8% | 0.97 | 41.8% | | 43.8% |
| | 38.6% | 39.7% | | | | |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 | | | | | |
| 3年度目標値の考え方 | 令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績や国の調査等をふまえて目標値を設定しました。 | | | | | |

| 副指標 | | | | | | |
|--|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合 | | 100% | 0.99 | 100% | | 100% |
| | 96.5% | 98.6% | | | | |
| 人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 | | 91.0% | 0.97 | 93.5% | | 98.5% |
| | 88.5% | 88.3% | | | | |

| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合 | | 100% | 0.94 | 100% | | 100% |
| | 96.8% | 93.6% | | | | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額等 | 554 | 560 | 645 | | |
| 概算人件費 | | 701 | | | |
| (配置人員) | | (77人) | | | |

令和2年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。特に、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等への差別や偏見、誹謗中傷、誤った情報の拡散などの人権侵害が多く発生し課題となっています。
- ②人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報発信するとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣による支援に取り組みましたが、人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付き、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い偏見や差別、誹謗中傷等が行われないう、テレビ、ラジオ、ショッピングセンターでの店内放送等で知事メッセージを放送し、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけました。引き続き、県民の皆さんにあらゆる人権課題に関する知識や情報を提供し、自分自身の問題としてとらえられることができるよう理解の促進を図る必要があります。また、啓発イベント等により多くの県民の皆さんに参加していただけるよう、関心が高い内容や開催方法、媒体手段の工夫等を行うことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- ④それぞれの学校において、人権教育カリキュラムに基づき、子どもたちが自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるためのさまざまな教育活動が行われました。引き続き、実践をとおしてカリキュラムの見直しや教育内容の改善を行うとともに、3月に発行した「人権教育サポートガイドブックⅡ」等の指導資料を参考に、家庭や地域と連携し、組織的に人権教育を推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別をなくす取組を推進するため、5月と9月に人権学習指導資料を作成し、学校に配付しました。引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別をなくすための取組を進める必要があります。

- ⑤新型コロナウイルス感染症に係る人権相談に対応するために、県人権センターの相談窓口を土日祝日まで拡大し対応しました。なお、人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る重大な人権侵害に対して迅速に対応するために立ち上げた「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」と各相談窓口との連携を図っていく必要があります。
- ⑥インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しました。SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書き込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されるなどの特性があることから、早期対応とともに発生防止のための取組が重要です。

・主指標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」（みえ県民意識調査）については、目標値を達成できなかったものの、前年度より 1.1 ポイント増加しました。また、調査において、「わからない」との回答が減少していることから、人権に対する県民の皆さんの意識が高まっていると考えられます。こうした中で、新型コロナウイルス感染症をはじめとする県民の皆さんの関心が高い人権課題に的確に対応し、その取組を広く発信するなど、人権が尊重されている社会になっていると実感してもらえるよう取組を推進する必要があります。

令和3年度の取組方向 【環境生活部 次長 瀧口 嘉之 電話:059-224-2468】

- ①差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、令和2年3月に策定した「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな主体と連携・協働して、人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を総合的に推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、地域で開催される研修会等への講師派遣の支援を行うとともに、優れた取組事例を積極的に周知することにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体の拡大をめざします。
- ③県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、国や市町、さまざまな主体とも連携しながら、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、正しい知識の普及啓発を通じて、情報リテラシーの向上に向けた取組を進めます。あわせて、差別、誹謗中傷等に苦しむ患者や医療従事者等への応援メッセージを広く県民の皆さんから募集・公開することをとおして、被害者等に寄り添った支援につなげます。（みんつく予算）（一部）
- ④多様化する人権相談に的確に対応することができるよう、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図るとともに、情報共有の場づくりなどとおして、県の関係機関をはじめ国や市町等相互の連携強化に取り組めます。また、「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」による支援体制について各相談窓口に周知するとともに、会議の運営を行う中で相談体制を充実させ、相談者に寄り添った支援となるよう取組をさらに進めます。
- ⑤インターネット上での人権侵害の発生を防止するため、ネットモニタリングによる対策を引き続き行うとともに、インターネット利用者に対して直接働きかけるネット広告を活用した啓発等の取組を進めます。

⑥子どもたちが自尊感情や人権意識を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、指導資料等を活用し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めるとともに、個別的な人権問題を解決するための教育を推進します。また、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク等の取組をさらに活性化するなど、学校・家庭・地域の連携を深めていきます。新型コロナウイルス感染症に関しては、引き続き、感染状況を注視し、子どもたちの心のケアや人権侵害を防ぐための学習を進める取組を行います。教職員の人権問題や人権教育に関する意識調査を実施し、ニーズに応じた研修や資料の提供等、教職員の資質や指導力の向上につなげます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|------------|------|--|
| 進展度 * | A (進んだ) | 判断理由 | 主指標および副指標の目標値を全て達成したことから、「進んだ」と判断しました。 |
|----------|------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|-------------------------|---|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合 | 23.3% | 22.5% 22.1% | 1.00 | 21.7% | | 20.1% |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 「みえ県民意識調査」で、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と回答した県民の割合 | | | | | |
| 3年度目標値の考え方 | 令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を減少させていくこととし、これまでの実績等をふまえて目標値を設定しました。 | | | | | |

| 副指標 | | | | | | |
|---|--------|------------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数 | 327 団体 | 345 団体 366 団体 | 1.00 | 377 団体 | | 397 団体 |

| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合 | | 92.8% | 1.00 | 96.4% | | 100% |
| | 89.0% | 97.8% | | | | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額等 | 156 | 175 | 195 | | |
| 概算人件費 | | 182 | | | |
| (配置人員) | | (20人) | | | |

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画を策定しました。今後は、これらの計画に基づく施策を着実に実行していく必要があります。
- ②男女共同参画社会への理解が広がるよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」による男女共同参画に関する講演会や各種講座、出前トークを実施しました。政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況であり、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、一層の普及・啓発が必要です。
- ③性犯罪・性暴力の被害者を適切な支援につなげられるよう「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上に努めるとともに、6月からSNS相談窓口を開設し、被害者に寄り添った支援を行いました。コロナ禍の中で相談件数は大きく増加しており、引き続き、一層の普及啓発や相談支援体制の強化が求められるとともに、国が策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」もふまえ、性被害の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。
- ④職業生活における女性の活躍に向け、県内企業・団体に構成する「女性の活躍推進三重県会議」の取組として、一般事業主行動計画の策定支援や、企業の女性活躍の取組を顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」による優良事例の周知を行いました。女性活躍の気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。引き続き、働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、職場の環境整備に取り組んでいく必要があります。
- ⑤多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につなげていくため、高等教育機関と連携した講座やワークショップを開催しました。引き続き、ダイバーシティの考え方の浸透を図り、主体的な行動の促進を図る必要があります。また、多様な性的指向や性自認について、県民の皆さんの理解が広がり、LGBT*等の当事者が安心して暮らせるよう、令和3年3月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定しました。今後は条例に基づき、県全体での取組を推進していく必要があります。

⑥DV被害者支援については、新型コロナウイルス感染症の影響で被害の顕在化や深刻化が懸念され、相談件数も増加傾向にあることから、令和2年6月からSNS相談を開始しました。今後、DV防止のためのさらなる啓発や、多様化、複雑化する相談に対する適切な情報提供や相談しやすい環境整備など、被害者支援の一層の推進が求められています。また、DVと児童虐待は密接に関連するため、関係機関の連携が必要です。

- ・主指標「性別による固定的な役割分担意識をもつ県民の割合」（みえ県民意識調査）については、目標を達成することができました。引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、企業等を対象とした講演会の開催等により、啓発を行っていく必要があります。

令和3年度 of 取組方向

【環境生活部 次長 瀧口 嘉之 電話:059-224-2468】

- ①県内における男女共同参画施策の一層の推進をめざし、「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に掲げる取組を各部局と着実に進めるとともに、市町に働きかけ、連携し取り組みます。
- ②政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、性別による固定的な役割分担意識にとられない多様な生き方が浸透するよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、フォーラムやセミナー等を開催するなど、一層の普及啓発を図ります。
- ③性犯罪・性暴力の被害者等が必要な支援を速やかに受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の幅広い層に向けた広報啓発を進めるほか、SNS相談窓口の本格運用や連携協力病院の拡充など相談支援体制の強化に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症に起因した性犯罪・性暴力の増加に対応するため相談員を1名増員するほか、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、養護教諭や児童、保護者等を対象とした出前講座を行うとともに、意識啓発に取り組みます。（みんつく予算）（一部）
- ④県内企業・団体において女性の活躍が一層進むよう、「女性の活躍推進三重県会議」による企業等の女性活躍に向けた取組を顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」の実施や、一般事業主行動計画の策定支援など、女性が活躍できる環境整備や男性の意識改革に取り組みます。
- ⑤誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につなげられるようダイバーシティに関する講座等を開催します。また、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、LGBTをはじめ多様な性的指向や性自認について、社会全体の理解促進の強化や相談体制の充実に向けた取組を推進するとともに、9月に運用を開始する「三重県パートナーシップ宣誓制度」が、利用しやすいものとなるよう、関係機関との調整や、制度の周知などに取り組みます。
- ⑥「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとられない相談を行えるよう関係機関と連携した取組を進めるとともに、SNSをはじめとした相談しやすい環境の整備を行います。また、引き続き、DVを許さない社会意識の醸成に向けての啓発や、要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を市町に働きかけるなど、DV対応と児童虐待対応とのより一層の連携強化を図ります。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 主指標および副指標の目標値をおおむね達成できる見込みであることから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|-------------------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 多文化共生の 社会になって いると感じる 県民の割合 | / | 31.3% | 1.00 | 33.3% | / | 37.3% |
| | 30.3% | 32.1% | | / | / | |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目 の説明 | 「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 | | | | | |
| 3年度目標値 の考え方 | 令和5年度の目標達成に向け、段階的に割合を増やしていくこととし、これまでの実績や国の調査等をふまえて目標値を設定しました。 | | | | | |

| 副指標 | | | | | | |
|--|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 医療通訳者の配 置や電話通訳の 活用により多言 語対応が可能な 医療機関数 | / | 17 機関 | 1.00 | 20 機関 | / | 26 機関 |
| | 15 機関 | 23 機関 | | / | / | |
| 日本語指導が必 要な外国人児童 生徒に対して、 日本語指導が行 われている学校 の割合 | / | 93.4% | 0.99 | 100% | / | 100% |
| | 86.8% | 92.9% | | / | / | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額等 | 89 | 125 | 159 | | |
| 概算人件費 | | 118 | | | |
| (配置人員) | | (13人) | | | |

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症に起因する相談に対応するため、相談員の増員や相談日の拡充など、「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」の相談体制を強化しました。また、感染症関連情報をはじめ、外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語で提供するとともに、通訳者を保健所に派遣し、聞き取り調査等の業務が円滑に進められるよう支援しました。今後は、外国人住民の不安軽減や課題解決につなげるため、「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じて多様な主体とのネットワーク体制を強化するとともに、引き続き、相談体制の充実や適切な情報提供に努める必要があります。
- ②市町や関係機関、関係団体等と連携して、医療通訳の普及促進や人材育成、災害時の外国人住民への支援体制の整備、消費者被害防止に取り組みました。外国人住民が地域社会の一員として、安全で安心して生活できる環境の整備が必要です。
- ③地域における日本語教育の体制づくりを推進するため、日本語教育の実態や外国人住民のニーズを調査するとともに、令和3年3月に「三重県日本語教育推進計画」を策定しました。調査によって明らかになった課題をふまえ、各主体と連携を図りながら、生活者としての外国人の日本語習得を支援する必要があります。
- ④外国人児童生徒巡回相談員を各市町や小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語で学習する力の習得、保護者への支援を行うとともに、令和2年度から新たに翻訳等を担う外国人児童生徒巡回支援員の配置や、児童生徒がオンラインで日本語教育の授業を受けられるよう取組を進めました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、学習支援に取り組む市町への財政的支援や翻訳業務の支援を強化しました。高校においては、外国人生徒支援専門員を新型コロナウイルス感染症対策として2名増員のうえ拠点校に配置し、外国人生徒や保護者へ学習支援や進路相談などの支援を行いました。また、外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施するとともに、就職アドバイザーが求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。
- ⑤外国人児童生徒の就学を促進するため、就学状況を把握するとともに、ポルトガル語、スペイン語など7カ国語に対応した就学パンフレットの作成・配付を行いました。夜間中学等の就学機会確保のあり方を検討する委員会を設置のうえ、学びの場に関するニーズ調査を実施し、今後の方向性をとりまとめました。

・主指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」（みえ県民意識調査）については、市町や関係機関等さまざまな主体と連携し、相談体制の充実や災害時の支援体制の整備等、外国人住民の安全で安心な生活支援に取り組んだことにより、目標値を達成することができました。前年度と比較し、「どちらかといえば感じる」と回答した割合が2ポイント弱増加している一方で、「わからない」との回答も増加していることから、日本語教育の推進などを通じて、外国人住民の地域社会への参画につなげていく必要があります。

- ①「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、不安を感じている外国人住民に対し、きめ細かに相談に応じるとともに、県多言語ホームページ（MieInfo）の情報内容の充実を図ります。また、多文化共生に関わる市民団体と連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた啓発に取り組むとともに、課題を共有し、解決に向けた対策を協議します。
- ②外国人住民が地域で安心して生活することができるよう、医療通訳の普及啓発や災害時に外国人住民を支援する体制の整備、消費者被害の防止のための啓発などに、市町、関係団体等さまざまな主体と連携して取り組みます。
- ③「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域日本語教育の事業全体を監理する総括コーディネーターの指揮のもと、市町や国際交流協会、大学、企業、外国人住民等の代表者で構成する総合調整会議を立ち上げ、日本語教育推進施策を協議するとともに、地域の個別課題に対応する「地域日本語教育コーディネーター」の育成に取り組みます。また、県内で活躍する外国人住民を紹介する映画制作をはじめ、各種啓発活動や国際交流の機会等を通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。（みんつく予算）（一部）
- ④市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等の取組を支援します。外国人児童生徒巡回相談員を新たに1名増員し、15名を計画的に学校へ派遣することにより、外国人児童生徒への日本語指導・適応指導や保護者への支援の充実を図るとともに、翻訳や通訳を行う外国人児童生徒巡回支援員を3名配置します。また、県内全域で日本語指導が受けられるようオンライン日本語教育の取組を進めます。さらに、市町や学校において、通訳や翻訳ができる人材等を円滑に見つけられるよう、外国人児童生徒の母語に対応する団体や個人に係る情報提供を行います。高校においては、外国人生徒支援専門員および日本語指導アドバイザーによる学習支援を行うとともに、入学の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得や、日本の社会制度・文化について学ぶ「日本語学習クラブ」を拠点校に開設し、他校からでもオンラインで参加し学ぶことができる環境を整備します。
- ⑤外国人児童生徒の就学促進のため、児童生徒や保護者等に対して、日本での学校生活や進学に関する情報提供を行います。また、外国人住民等を含め、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方に対し、義務教育を受ける機会を保障する夜間中学等の学び直しの機会の確保について、令和2年度におけるニーズ調査結果や検討委員会の議論をふまえ、県民のニーズに合った方策に係る実証研究を進めるため、県内複数箇所で義務教育段階の学び直しの教室を実施します。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 新型コロナウイルス感染症拡大により、県立文化施設の利用者数は減少しましたが、各施設において、感染症対策をふまえた観覧環境づくりやオンライン配信など「新たな日常」に適応した取組を進めることで、来館できない方にも文化の魅力を発信することができました。また、主指標の目標を達成することができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 主指標 | | | | | | |
|----------------------|--|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度 | 73.5% | 74.7% | 1.00 | 75.7% | | 77.7% |
| | | 75.7% ※ | | | | |
| 目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合 | | | | | |
| 3年度目標値の考え方 | 令和5年度の目標達成に向け、段階的に満足度を増やしていくこととし、令和2年度の目標値から1%の上昇をめざして目標値を設定しました。 | | | | | |

※令和2年度の実績値（75.7%）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケートを実施する機会が減少し、例年の約4分の1のアンケート調査（標本）数から算出しています。

| 副指標 | | | | | | |
|-------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 県立文化施設の利用者数 | 140.5万人 | 152.3万人 | 0.34 | 152.6万人 | | 153.2万人 |
| | | 51.2万人 | | | | |

| 目標項目 | 令和元年度 | 2年度 | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数 | | 40件 | 0.65 | 80件 | | 160件 |
| | 0件 | 26件 | | | | |
| 公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数 | | 16市町 | 1.00 | 21市町 | | 29市町 |
| | 13市町 | 18市町 | | | | |

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 予算額等 | 2,170 | 2,528 | 2,915 | | |
| 概算人件費 | | 1,293 | | | |
| (配置人員) | | (142人) | | | |

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれている文化芸術団体等に対して、「新たな日常」に即した公演等の文化活動の再開を支援するとともに、県内市町の劇場・音楽堂等の管理運営者向けの現地研修会を実施しました。今後も、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえて、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」等の5つの方向性で取組を展開していくとともに、文化芸術団体等の活動再開に向けた支援を継続していく必要があります。
- ②多くの公演や企画展等が中止や規模の縮小を余儀なくされる中、各県立文化施設が、感染症対策をふまえた公演や展覧会を工夫して開催するとともに、SNSを活用した情報発信や学校等へのアウトリーチキットの貸し出しなど、「新たな日常」に応じた取組を進めました。引き続き、感染症拡大の状況を見極めながら、多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催するとともに、県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えるため、さまざまな学習機会の提供や学習情報の発信に取り組んでいく必要があります。
- ③歴史的・文化的に重要な文化財を、県指定文化財として新たに3件を指定するとともに、国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、これまで関係市町と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めてきました。また、本県における文化財の保存・活用・継承に係る基本方針を示した「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、市町等に周知しました。今後は本大綱に基づき、県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。

- ④社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成を行うとともに、講演や実践の発表を通して、多様な主体が集い、学び合う機会を設けました。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組むことで、公民館等の社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。
- ⑤熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターでは、指定管理者制度のもと、施設の適切な維持補修や、感染拡大防止対策を徹底し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供しました。鈴鹿青少年センターについては、「民間活力の導入（PPP／PFI*等）」の方向性に基づき、鈴鹿青少年の森と一体となった施設見直しの取組を進めるため、アドバイザー業務契約を締結しました。今後は、より魅力のある事業者や自由度の高い民間提案を引き出すことが可能となるよう、民間事業者と意見交換を行いながら、公募準備を進めていく必要があります。

・主指標「参加した文化活動、生涯学習に対する満足度」については、目標値を達成することができませんでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、利用者数が減少したことをふまえ、各県立文化施設において感染症対策を徹底し、「新たな日常」に対応した取組を進めていく必要があります。

令和3年度の取組方向

【環境生活部 副部長 奥山 孝人 電話:059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」については、次代を担う若い世代や文化振興を担う専門人材の育成に取り組み、また、「文化の拠点機能の強化」については、各県立文化施設が、「新たな日常」に応じた取組を進めるとともに、以下の②～⑥のとおり多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催しつつ、文化交流ゾーン構成施設が連携・協力して、集積の利点を生かした施設運営や事業展開を進めていきます。さらに、県立文化施設で活動する文化芸術団体等に対して、制度を拡充して再開支援を行います。あわせて、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会の機運を逃すことなく、本県の文化の魅力を国内外へ発信します。
- ②県総合文化センター(文化会館、生涯学習センター)においては、音楽や演劇、伝統芸能等、多彩で魅力的な文化芸術公演や、県内高等教育機関や博物館等と連携したセミナー、子どもたちが本物の文化を体験できるアウトリーチ事業等を実施し、県民の皆さんに多様な文化と学びの場を提供します。
- ③総合博物館においては、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」のもと、多様な主体や利用者との連携・協創を進めるとともに、三重の多様で豊かな自然や歴史文化等をテーマにした魅力的な企画展や教育事業、移動展等のアウトリーチ活動を行います。
- ④県立美術館においては、障がいのある人も含め多様な来館者をターゲットとした展覧会や国内外の美術作品を紹介する企画展、文化・教育関係機関をはじめとする多様な主体と連携した教育普及活動等、誰もが利用しやすい美術館をめざして、展示、普及活動に取り組めます。
- ⑤齋宮歴史博物館においては、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を記念した特別展をはじめ、さいくう平安の杜等を活用した地域との連携、歴史体験プログラム等の教育普及に取り組めます。また、発掘調査では、最初期の飛鳥時代の中枢部の解明を進めるとともに、その成果に係る新たな映像展示を作成・公開するなど、齋宮の魅力を国内外に発信します。
- ⑥県立図書館においては、広域ネットワークを活用した全県域へのサービスやより良いサービスを提供するとともに、県内図書館職員を対象にした研修を実施することにより、県内図書館の利用拡大を図ります。

- ⑦歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じます。また、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町や文化財所有者等による文化財の保存・活用・継承への取組を支援します。さらに、県民の皆さんが文化財の価値をより一層実感できるよう、三重にある文化財の素晴らしさを、パネル展示やホームページ、SNS等を通じ、県内外に情報発信します。
- ⑧地域と学校の連携・協働を進めるため、地域で子どもの育ちを支える社会教育関係者等の研修や、情報交流・共有できる機会を提供します。また、公民館等の社会教育施設が、地域と学校の連携・協働や地域づくりの拠点となり、地域課題の解決に資する学びの場となるよう、社会教育に携わる人材の育成に取り組みます。
- ⑨熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、感染防止対策を徹底し、来館者が安心して利用できるよう施設運営や施設維持を進めます。鈴鹿青少年センターについては、隣接する鈴鹿青少年の森と一体となり、青少年をはじめとした幅広い世代の県内外の方々が集い、交流する施設となるよう、PFI法に基づく事業者の公募や選定手続きを進め、民間のノウハウや資金活用も含めた事業契約の締結に向けて取り組みます。

* 「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。